

本庄市立図書館協議会次第

日時 令和5年7月21日（金）
午後2時～

場所 本庄市立図書館2階 会議室

1. 開 会
2. 任命書の交付
3. あいさつ
4. 委員長・副委員長の選出について
5. 議 事
 - (1) 令和4年度図書館事業報告について
 - (2) 令和5年度図書館事業計画について
6. その他
7. 閉 会

令和4年度 事業報告

一般対象

実施日	事業名	内 容	参加人数
7月～2月	本庄特別支援学校 デュアルシステム (本館)	除籍した資料のリサイクル処理、配架等の作業を通じた、 就業体験	延 36人
11月～3月	読書講座(本館)	「中世児玉地方の武士」(全5回) 講師:雉岡恵一 氏	延 58人
11月2日～ 11月30日	企画展「写真で見る 備前堀」(本館)	大正・昭和初期の備前堀竣工の写真や地図・年表等のパ ネル展示。	—
11月3日	DVD上映会(本館)	「日本の天守閣・名城探訪」を上映。 上映前後に城や天守閣に関係した本を紹介。	6人
11月5日	文芸講演会(本館)	「備前堀の歴史」を語る 講師:茂木 悟 氏 (12月4日に講演内容を本庄ケーブルテレビで放映)	25人
3月26日	児童講座(本館)	「紙芝居の演じ方」 講師:水出 真弓 氏、岡部 千尋 氏	20人

児童対象

実施日	事業名	内 容	参加人数
4月～3月	おはなし会	本館:毎月第2・4土曜日、児玉分館:毎月第2土曜日。 絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。 ※参加人数にはおはなしのつどい(児玉分館)、敬老の 日特別企画おはなし会(本館)を含む。	377人
4月～3月	ブックスタート(本館)	保健センターでの乳幼児9・10か月児健康相談時にブッ クスタートパック(絵本、コットンバッグ、パンフレット)を渡し た。	902人
4月～3月	絵本とわらべうたの おはなし会	本館:毎月第1木曜日、児玉分館:毎月第2水曜日。 絵本の読み聞かせとわらべうたを歌う。	177人
6月～3月	出張おはなし会	小学校1年生を対象に学校でおはなし会を実施。	667人
8月2日	こども書道教室 (児玉分館)	小学生を対象にした「こども書道教室」を実施。	10人
8月5日	夏休み手作り工作 教室(本館)	小学生を対象にした工作教室「ダンシングはにぼんをつく ろう」を実施。	18人
8月10日	DVD上映会(本館)	小学生を対象にしたDVD上映会。 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」を上映。	20人
10月1日～ 10月30日	パネル展「14ひきのね ずみシリーズ」(本館)	絵本「14ひきのねずみシリーズ」のパネルを展示するととも に、いわむらかずお氏の作品を展示。	—
5月～1月	図書館見学 (本館・児玉分館)	小学校8校、幼稚園1園、保育園1園が図書館見学。	384人

令和5年度 事業計画

資料2

< 本館 >

実施日	事業名	内 容
4月～3月	おはなし会	毎月第2・4土曜日に絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。
4月～3月	絵本とわらべうたのおはなし会	毎月第1木曜日に幼児向けのわらべうたと絵本の読み聞かせを実施。
6月～2月	出張おはなし会	市内の小学校を訪問し、1年生を対象におはなし会を実施。
4月～3月	ブックスタート	毎月1回、保健センターでの乳幼児10か月健診時に、ブックスタートパック(絵本2冊、コットンバッグ、パンフレット)を渡す。
9月～10月	読書講座	一般対象 講師:吉田 茂 氏 『源氏物語』宇治十帖を読む』全7回。
7月28日	夏休み手作り工作教室	児童向け工作教室「楽しいロケットをつくろう！」
8月2日	DVD上映会	小学生以上を対象としたDVD上映会を夏休み期間に実施。「小さなバイキング ビッケ」を上映。
10月21日	文芸講演会	内容未定
11月	企画展	内容未定
11月	DVD上映会	内容未定
2月	児童講座	内容未定

< 児玉分館 >

実施日	事業名	内 容
4月～3月	こだまおはなし会	毎月第2土曜日に絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。
4月～3月	絵本とわらべうたのおはなし会	毎月第2水曜日に幼児向けのわらべうたと絵本の読み聞かせを実施。
10月～11月	出張おはなし会	市内の小学校を訪問し、1年生を対象におはなし会を実施。
7月26日	おはなしのつどい	小学生以下を対象とした夏をテーマにしたおはなし会。
8月1日	こども書道教室	「こども書道教室」講師:中川 啓玉 氏
11月	本のリサイクルフェア	除籍した図書や雑誌のリサイクルフェア。

本庄市立図書館協議会会議規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちからこれを互選する。

2 委員長は、会議の長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、図書館長がこれを招集する。

(定足数)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開の可否等)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 協議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に

供することにより提供に代えることができる。

(通知)

第8条 会議に付議すべき議題は、あらかじめ委員に通知するものとする。

(表決)

第9条 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議録等の公表)

第10条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

この規則は、平成30年6月26日から施行する。